
令和6年 第3回（定例）うきは市議会会議録（第5日）

令和6年9月27日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和6年9月27日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第43号 うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結について
- 日程第2 議案第46号 うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第49号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第51号 令和5年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第52号 令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第53号 令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 令和5年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 令和5年度うきは市簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 令和5年度うきは市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第14 追加議案上程 意見第3号から意見第5号まで 3件
- 日程第15 意見第3号 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）の提出について
- 日程第16 意見第4号 現在の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出について
- 日程第17 意見第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について
- 日程第18 諸報告
- 日程第19 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- (１) 中山間地域の課題に関する調査
- (２) 脱炭素の取組に関する調査
- (３) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- (１) 今後の小中学校の在り方に関する調査
- (２) 市内中学校の実態に関する調査
- (３) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第43号 | うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結について |
| 日程第 2 | 議案第46号 | うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第47号 | うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第37号 | 令和 6 年度うきは市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 令和 5 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 令和 5 年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 令和 5 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和 5 年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和 5 年度うきは市簡易水道事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和 5 年度うきは市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第13 | 請願第 2 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第14 | 追加議案上程 | 意見第 3 号から意見第 5 号まで 3 件 |
| 日程第15 | 意見第 3 号 | 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）の提出について |

日程第16 意見第4号 現在の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出について

日程第17 意見第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

日程第18 諸報告

日程第19 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

（1）中山間地域の課題に関する調査

（2）脱炭素の取組に関する調査

（3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

（1）今後の小中学校の在り方に関する調査

（2）市内中学校の実態に関する調査

（3）所管事務調査

出席議員（13名）

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
----------	--------	-----------	--------

教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで冒頭、企画財政課長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） おはようございます。企画財政課の高瀬でございます。

9月11日の9月補正予算の審議の中におきまして、小・中学生に対する就学援助費の増額補正の説明をさせていただきました。その折に岩淵議員より小・中学生の準要保護の就学援助費の財源につきまして、普通交付税の算定に入っているのかとの御質問をいただいておりますので、回答をさせていただきます。

準要保護の児童生徒に対する給付につきましては、普通交付税の算定の基礎となります基準財政需要額の小学校費と中学校費という費目の中で算定をされるようになっております。

ただし、その算定方法につきましては、実人数の算定ではなく、市内全体の児童生徒数に国が定めた基準額をかけて算定する方法となっております。

したがって、準要保護者の人数の変動により算定額が変わることはございません。

今回の補正予算におきまして支給対象者を保護基準の1.3倍まで引き上げ、対象者の増加が見込まれますが、普通交付税の算定は市全体の児童生徒数を基に算出されることから、普通交付税の増額が見込まれないということになります。

御参考までに令和5年度における準要保護の給付額といたしまして、小・中学校合わせて約1億7,000万円の実績がございました。これに対し、普通交付税の算定額は約100万円程度となっております。恐らくほかの市町村も状況は同じかと思いますが、準要保護に係る普通交付税の算定におきましては、現実的な数字と大きな開きがあるものとなっております。

また、議員の皆様御承知のように、普通交付税の実際の交付額は算定した需要額から税収などの収入額を差し引いた金額が交付される仕組みになってございますので、確実に配分されるとも言い難い面もございますので、このような認識で御理解いただければと思っております。

説明は、以上になります。

○議長（江藤 芳光君） それでは、早速会議に入っていきたいと思います。

日程第1. 議案第43号

○議長（江藤 芳光君） まず、日程第1、議案第43号うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結につきましては、総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、早速報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました、議案第43号うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結について、当委員会に審査を付託されておりましたので、審査の経過と結果について概要を報告いたします。

本協定書は、うきは市吉井町鷹取地区と富永地区に連なる約27ヘクタールの農用地を造成し、福岡県とうきは市が実施主体となって開発し、用地交渉・測量など福岡県と連携して事業を行うこととしています。

対象となる地域3行政区全体に対しては、令和6年3月に説明会を行い、土地所有者への説明も実施済みとの説明がありました。

基本協定書は、福岡県とうきは市が相互協力の上、役割や費用負担・分譲地管理などの基本的な事項を締結するもので、関連する債務負担行為が今補正予算において設定されています。なお、細目協定については今後の確認・締結することになります。

委員からは、防火施設の考えについて質問がありましたが、まだ何も決まっていないとのことでした。

また、本会議の質疑でも出された、うきは市が負担する道路や緑地等の公共施設負担分を分譲

価格に寄せられるように、基本協定書に記載できないか確認したが、分譲価格に寄せず、福岡都市圏より安い価格で設定し、よりよい企業を誘致したいとの説明でした。

次に、一等地とも言える農地を潰さずに中山間地等の土地を開発造成してほしいとの意見がありました。令和４年度に基礎調査を行い４か所の候補地を挙げ、農地や道路など様々な条件を精査して選定したとの説明でした。

また、半導体の工場が来るとの報道があるが、うきは市は地下水保全条例で１日の採取量が決まっており、近隣への影響もあることから、進出企業には上水道を推進できないかとの質問が出されましたが、「半導体の企業が来るかどうかは全く確定していない。福岡県とも話はしていない。進出企業判断や環境も含めて周辺住民に影響がないように進めたい」との説明でした。また、企業誘致活動は県とうきは市が行い、協議を行い正式に決定していく流れになるとの説明でありました。

また、「工業団地周辺への誘致が高まった場合、工業団地の拡大は容易にできるのか」との質問が出され、「用途拡大は非常に難しい。今は都市計画の用途指定がないのでやり方によっては開発できる状況ではあるが、隣接地は最初から調整が必要なので容易にできるとは言えない」との説明でした。

最後に、うきは市では工業団地を含め進出企業への、一定期間の固定資産税免除や奨励金制度があります。開発に伴い公共物の維持管理コストが増大することになり、小さな財政規模の中では持続性に不安が残ります。採算バランスを検証し予算を組み立てるよう改めて要望しておきます。

以上の議論を経て、議案第４３号うきは西部工業用地造成事業に関する基本協定の締結については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第４３号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第２．議案第４６号

日程第３．議案第４７号

日程第４．議案第４８号

日程第５．議案第４９号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第２、議案第４６号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第５、議案第４９号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを厚生文教常任委員会に委託をいたしておりました。

審査の経過及び結果について、一括して、厚生文教常任委員長の報告を求めます。２番、高木 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました議案第４６号から４９号は、厚生文教常任委員会に一括して付託されておりましたので、市議会委員会条例第３６条の規定によりまして、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会では、９月の１１日に所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。

議案第４６号は、うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。印鑑証明書の窓口交付の際に印鑑登録証を忘れた場合でも、本人確認によって交付ができるよう、手続の改正を行うものです。また、コンビニ交付を１２月１６日から開始予定としており、条例を整備するものです。

なお、費用面的に高額であることは承知しつつも、筑後地域において未実施の自治体が、本市含め１市１町のみとなっており、その１町も導入予定であることから、近隣に比べ極端に行政サービスが落ちることを避けるため、導入を行うものです。

議案第４７号は、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４８号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４９号は、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これらは、子ども医療費の対象を高校生世代まで拡大し、無償化することにより、疾病の早期発見と子供たちの保健の向上と福祉の増進を図ること、また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に子育て支援策として制度を拡充するために、関係する条例の一部を改正するも

のです。なお、子ども医療費無料化については、令和7年4月開始予定となっております。

慎重審査の結果、議案第46号、47号、48号、49号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長に対する報告の質疑を一括してお受けします。

質疑のある方は議案番号を述べて、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第46号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

それでは、これより議案第48号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４９号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第６．議案第３７号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第６、議案第３７号令和６年度うきは市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。９番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第３７号令和６年度うきは市一般会計補正予算（第４号）について、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されていまして、審査の経過と結果について概要報告いたします。

当委員会は付託審査に当たり、令和６年６月３０日から大雨災害に伴う災害復旧予算が計上されていることから、９月１１日に小塩地域３か所の被害状況を確認し、９月１２日委員会を開催し、市長公室長とそれぞれの課長・係長に出席を求め、詳しく説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、歳出予算２款１項２目文書広報費３４１万８，０００円については、令和７年３月うきは市が合併２０年を迎えることから記録をまとめ、記念誌作成と概要版１万２，０００部を作成し、市民に配布を予定するとの説明がありました。委員からは、記念行事等の予定などについて質問がありましたが、現時点で予定がないとの説明でした。

次に、９目の地域活性化推進費７００万円のうち、４２０万円は地方路線バス対策補助金として計上し、精算払となるため、全額を令和７年度に繰り越す内容です。既に福岡県バス対策協議会で西鉄バス神杉野線は廃止することが決まりましたが、うきは市から令和７年４月１日まで延長を要望し了承されたものです。１０月から半年分の補助額を計上するとの説明でした。

質疑では、利用状況と令和7年4月以降に関する対応について出され、利用状況は令和5年度5,369人、便数当たり1から2人、令和7年4月以降は市内事業者以小塩・妹川と同様に予約制デマンドバスを予定しているとの説明でありました。

同じく9目の地域活性化推進費の地域活性化企業人制度負担金280万円は、うきは市の地域課題解決に対応するため企業から半年間派遣されるもので、市内外で雇用されているルリー口福岡に所属する人材の雇用対策などアドバイスするものであります。委員からは、「ルリー口のサポートがうきは市の地域課題と捉えているのか」との質問がありました。「市内在住選手のうち半分が市内企業では働いているが、辞めないことが地域課題の解決になる」との認識が示されました。

次に、13目新エネルギー対策費3億4,109万2,000円ですが、脱炭素先行地域計画の具体化として、一つが総合福祉センターの空調更新時期に合わせ、ZEB化改修を目指す設計費用で998万9,000円になります。

二つ目に、公共施設省エネ改修工事費として、3億3,110万3,000円を計上し、アリーナ844か所、市役所1,300か所、西別館219か所、吉井中学校1,683か所の照明機器をLEDに切り替える工事費との説明でありました。

質疑では、財源について質問があり、国から3分の2交付補助が出ているとの説明でした。また、アリーナの空調導入計画についてと小学校と浮羽中学校のLED化の予定について質問が出されました。「アリーナの空調は来年度以降で、計画的に順次進めていく」とのことでした。小学校と浮羽中学校については、「特に浮羽町域での学校再編事業の議論がスタートするので、方針が決まり次第検討する」との説明でありました。なお、脱炭素の事業については、市民の理解と協力が必要であることから、達成度合や進行状況を議会報告するよう改めて求めています。

7款1項2目商工業振興費2億9,720万円ですが、うきは西部工業用地造成事業に係る予算が主ですが、福岡県との基本協定書に基づき、うきは市が実施主体として予算化するもので、造成事業の測量調査委託料は2億2,500万円と物件補償調査委託料6,500万円で、令和7年度も事業が継続することから、全額繰り越すとの説明がありました。

質疑では、財源について地方債と一般財源が使われているが、交付税などの措置があるのかとの質問が出されましたが、財源補填はなく、今年度で終了する合併特例債を5,900万円活用しているとの回答でした。

続いて、3目の観光費3億558万3,000円の予算は、道の駅総合交流ターミナル施設整備に関する改修工事監理委託料及び改修工事費、備品購入費が計上されております。また、福岡県宿泊税交付金を活用し、うきは市の観光振興施策として、JR吉井駅とうきは駅へのコインロッカー設置費用430万円、インバウンド推進事業費補助金500万円は、外国人旅行客の受入

れ環境を整備するとして、W i - F i 整備や国際決済用端末機導入、多言語看板やH P 作成、P R 動画作成など、20万円上限に5分の4を市内事業者に補助するとの説明がありました。

総合ターミナルへの質疑は、消防防災への安全面、通路の幅、防火用水の場所把握、出入口が狭過ぎるなど、現状を踏まえての質疑が出されていました。「整備される施設の通路幅は今の1.5倍にできないか考えている」、「B C P 計画を策定し年1回以上防災訓練を行っている」、「出入口は1.5倍広げる方向で調整中」など説明がありました。委員からは、消防法関係の話を綿密に行っていただくよう要望がありました。

続いて、コインロッカー設置は、安全面と点検管理など、どのようになるのかと質疑があり、管理・見守りしやすいようにするため、J R 側と協議するとの説明でした。まずは、吉井駅から設置を考えている。うきは駅は、J R より駅舎建て替えの相談があっているが、うきは市の負担額を含めてまだ話が進んでいないので、その中でコインロッカー設置は検討する予定との説明がありました。

8款2項3目道路新設改良費6,535万円は、道路延長や舗装改良、歩道整備に係る予算になり、4目橋りょう維持費4,500万円は長寿命化修繕計画による定期点検で早期措置段階3判定の橋りょうの補修工事費との説明がありました。委員からは、補修工事期間の確認があり、今年度内に工事完了予定とのことでありました。

次に、8款3項3目国営事業促進費1,000万円は、浮羽町保木公園の整備を行うための測量設計費として予算化するもので、公園地盤をかさ上げし、水没しないよう公園の機能を改善するとして、整備費用を抑えるため、巨瀬川緊急プロジェクト事業で発生する河道掘削土砂を受け入れて対応を考えているとの説明がありました。委員からは、「そもそも保木公園としての機能はあるのか」、「維持管理できるのか」、また、「工事費が幾らかかるのか」など質問が出ました。地元からは残していきたいという思いがあるが、地元を含め協議が必要との認識は示されました。また、工事費用は1億円程度を見込んでいるとして、整備には樹木伐採・施設撤去、洪水時ののり面保護策等整備費の算出を想定し、今後検討していくとの説明でした。

11款災害復旧費は3億8,175万円、農地災害・農業用施設災害・林業用施設災害合わせた復旧事業費は35か所3,775万円、公共土木施設災害復旧費は18か所3億4,400万円になります。これは全て今年6月30日からの大雨により発生した災害で、専決事業費と合わせ、4億9,075万円の復旧費になります。委員からは、財源の補助率と確定時期について確認があり、「農地については通常50%だが、激甚災害に指定になれば90%から95%になる。個人負担を10%と見て計上している。公共土木は通常66.7%で計上し、激甚対象にはならない。12月から1月に確定するので3月議会で補正する」との説明でした。

その後、柳野橋の復旧時期と樫ヶ平橋の被害への対処要望が出され、柳野橋は来年5月出水期

までに終わらせる計画であること、櫛ヶ平橋については、福岡県に伝えており復旧工事と合わせて対応するとの説明がありました。

最後に、債務負担行為に関する質疑について報告します。

うきは西部工業用地造成事業に伴う未売却地購入費、期間は福岡県との基本協定書第8条に基づく年度とされ、限度額の記載はありません。期間・金額が判る時点で債務負担行為の設定ができないか説明を求める意見が出され、基本協定書と債務負担行為がセットになっており、基本協定書第8条に分譲開始から5年後にうきは市が造成地の売却残を買い取ることの担保として、債務負担行為が設定されているとの説明でありました。

西隈上団地等建設PFI事業は、5年間の事業費について金利変動や物価変動、税制変動等により増額になった場合、事業費をうきは市が加算する事について債務を負うことになります。委員からは、「加算額の記載がなく、市民には分かりづらい記載で、金額は出せないのか」との指摘が出されました。「現在示している事業費は現状の物価高を反映し算出しているが、物価変動や金利変動が大きくなる場合を想定し債務負担行為の設定を行っている」との説明でした。また、委員からは、「PFI方式はほかの部署でも導入していくのか、また、PFI方式が職員の業務負担軽減になっているのか」確認がありましたが、「今後検証して有意義であれば他の部署でも検討していく」との説明がありました。

以上、長くなりましたけれども、相当数の時間をかけて質問・意見が出されました。以上の結果、審査の結果、議案第37号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

ちょっとページ数がないので、3ページのところです。照明器具のLED化の件ですが、上から4行目、アリーナの空調導入計画について、小学校と浮羽中学校のLED化の予定について質問が出されました。

回答としては、アリーナの空調は来年度以降で計画的に順次進めていくことでしたが、小学校と浮羽中学校については、特に浮羽町域については学校再編事業の論議がスタートするので方針が決まり次第検討するということでしたけれども、浮羽町域である御幸小学校、あるいは吉井町域の小学校についてのLED化をなされるという理解でしょうか。それとも、それ吉井校区の小学校も御幸小学校もこのLED化については、再編事業の論議が終わってからということだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。答弁。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） 質問の趣旨は、今回吉井中学校まで一応入れているということですね。あと小学校と浮羽中学校ということになると思うんですけども、小学校全般については、まだ計画を作成段階であるとか、脱炭素先行地域のやつは5年間でやるので、順次調査して段階的に進めていくという意味であります。そういう意味では、アリーナも同じようなことで確定次第進む。

ただ、吉井中学校については、この前議案として出されて、方針として示されている学校再編の動きがあるので、その辺を見極めていないと、新しく学校を造るとすれば、最初からLED化するわけなんで、その辺のところは予算がなくなってくるので、その辺を見極めて進めていく、そういう意味であります。御理解いただくよう、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員会の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました議案第37号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）のうち所管に関する事項は、当委員会に付託されておりましたので、第36条の規定により審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、9月の11日に吉松市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。

まず最初に、債務負担行為です。

保健課から3款民生費で令和6年度から令和11年度を適用期間とする「浮羽地域包括支援センター運營業務委託料」が計上されています。介護保険法の改正が令和6年4月に施行され、市内に12ある居宅介護支援事業所が、要支援1・2の方の相談やケアプラン作成支援をすることが可能となりましたが、現状は、要介護1から5の方々の相談やケアプラン作成等の支援業務の負担が大きく、要支援認定の方の分は人的余裕がない状況です。よって、これまで同様、プロポーザル方式で業者選定を行うものです。なお、令和5年度の浮羽地域包括支援センター内での相談実績は延べ3,263件となっております。説明資料及び積算内訳につきましても、その際に確認をしております。

次に、同じく債務負担行為で、学校教育課から10款教育費、令和6年度から令和7年度適用

期間とする「学校再編事業支援委託料」が計上されております。こちらは補正予算、10款1項2目事務局費の12節学校再編事業支援委託料とともに説明を受けました。浮羽中学校老朽化に伴う建て替えなどの検討と同時に、人口減少を踏まえた浮羽町域の学校再編について検討し、基本構想・基本計画を策定するためのものです。建て替え、再編のいずれにせよ、建築や都市計画等の知識が必要であり、地域における学校建設に関する関係法令などの調査、整理、調整などが必要であるため、プロポーザル方式で業者選定を行うもので、補正予算と合わせた令和6年から令和7年度分の上限額は3,532万7,000円となる旨、説明を受けました。

委員会審査では、この件について長時間多岐にわたり質疑がなされました。主に議論となりましたのは、「保護者や地域の声を聞いて取りまとめてからではなく、業者が最初から入るという点がどうなのか。全て業者任せになるということではないのか。」、「基本構想・基本計画までとするならば、合計金額が大き過ぎるのではないか。」という、この2点でした。

「業者任せなのではないか」という点に対しては、丸投げなどではなく、「市職員が必ず主体的に関わり、最終的には検討委員会や保護者、地域からの意見を集めた上で、市が決定すること」、そして業者が初めから関わることの意義としては、「保護者や地域の方々が考えるための様々な材料、複数の案を俎上に載せ、検討委員会で議論を重ねるためであること」が説明されました。

現状把握や条件整理、施設の検討、各会議に同席の上での必要資料の提供、さらに各会議で出た意見をまとめた上で建築的観点から可能か否か、また、建築する上での法令も十分に把握していなければならず、「基本構想・基本計画をより良きものとする」ために、立ち上げた段階から業者が関わりを持つ方式を選択することが様々な面で「専門性」が必要となる今般では、得策であると判断をしたこと、他の自治体でも同様の契約が行われていること、また、金額については、「債務負担行為はあくまで最大限の金額であるため、圧縮できるものは圧縮する予定である」との説明を市長公室長も同席の上、確認しております。

次に、補正予算、3款2項の子ども医療対策費について、高校生世代までの医療費を無償化するための子ども医療システム改修委託料です。無償化になることによる受診増加の見込額については、既に実施しているほかの自治体の状況や、本市の未就学前までの医療費無償化の際の動向を参考に、算出をされておりました。適正な医療の受診についての啓発と実施についての周知を広報などで行うことを確認いたしました。

次に、補正予算、3款3項の生活保護等対策費について。生活保護システム改修委託料は、令和6年3月に示された生活保護の法改正によるものです。新制度での支給実績は存在しませんが、1月から遡って支給できることになっているため、令和5年度分として対象者が1名、そして今年度分としての予定者が3名で、それぞれの今後の進路によって支給する予定となっていること

になります。また、当初予算の生活扶助費の中で対応可能であるために、生活扶助費についての増額補正はありません。

次に、補正予算、4款1項保健衛生総務費の会計年度任用職員1名分報酬については、急遽、1か月前に退職の申出があり、正規職員の保健師を雇用する時間がないため、今年度の保健指導に従事する保健師の募集を行うものです。新年度の正規職員、保健師の採用については、必要性を認識しているということを確認しております。

次に、補正予算、10款4項2目文化財保護費、屋形古墳群整備工事監理業務委託料については、今回は古畑古墳の老朽化が著しい部分などについての整備です。屋形古墳群としては平成30年から取り組んでおり、めどとしては、令和10年度までに整備工事を終わらせる意向であり、観光への活用も考えてはいるが、あくまでも文化財であり、保護と活用のバランスを重視しているという点を確認いたしました。

以上が、審査の主な部分の報告でございます。

議案第37号令和6年度一般会計補正予算（第4号）については、学校教育課から提出された10款教育費、令和6年度から令和7年度を適用期間とする債務負担行為の学校再編事業支援委託料に対する反対意見があり、賛否が分れました。「子供、保護者、地域の意見を聞いていない。学校再編事業支援委託料全体で3,000万円を超す金額となっており、このまま通すのはいかかが。地域の声を聴いていかねばならない。」

一方、「中学校を建て替えるのか、長寿命化するのか、前市長のときに再三言ってきたが、動きがなかった。これをきっかけに動くということであれば、債務負担行為は最大限の金額であり、今後また問う機会も残されている。今回の分については賛成したい。」、「問題点は大いにあるが、地元の中学校を造ろうという意欲を市長は掲げた。理に合わないからと言って、否定するとかなのだろうかと思う。時間をかけてはならない。」、「地域の声も、むしろ業者が行うことのほうが本当の声が聴け、意識調査については、きちんとしたものができるのではないか。」などの討論がなされました。

採決の結果、賛成5名、反対1名の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上御報告でございます。

○議長（江藤 芳光君） 報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより議案第37号について討論を行います。討論はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 議案第37号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第4号）のほとんどについては賛成ではありますが、1点のみ反対の討論を行わせていただきます。

それでは、先ほど厚生文教常任委員長のほうから報告がありましたように、浮羽地区小学校再編の問題と浮羽中学校建て替えと一応言っときますが、をくっつけて抱き合わせて議案として出されました。

1点目は、小学校再編については、直接関係ある子供や保護者あるいは地域の声を十分聴いて進めるべきであり、外部コンサルタントに業務委託する必要はないと考えます。また、外部委託することで、市の職員が主体的に関わることができるのだろうか。

また、年次計画としては、これの予算が通って12月ぐらいからのプロポーザルということで、浮羽中学校の建て替え工事が遅くなると判断しました。

3点目が、先ほど言われましたように学校編支援委託料が883万2,000、それに2年間にわたる債務負担行為が2,645万5,000円、合計3,528万7,000円という多額の金額が発生します。外部委託ということですので、恐らくうきは市外ということになりますと、うきはの貴重な税金が外部に出ていくということになります。

そして最後ですが、冒頭述べましたように補正第4号については、全体的には賛成いたしますけれども、本当に浮羽中学校の建て替えが喫緊の課題とするならば、違う一つの議案として提出すべきであったというふうに考えています。何もかにもくっつけてしまうと、ほとんどは賛成だけ一部が反対ということの歯がゆさは、多分市長も議員在籍中何度も感じられたんじゃないかなと思います。

そういう意味で、議案第37号に対する反対の意見を述べます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を行う方、誰かいらっしゃいませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、竹永議員のほうから浮羽中学校の建て替えとこの議案を一緒にしているような話もありましたが、これは全く別問題で、学校をどう再編するかということの議論をしていくというふうなことがあるかと思います。

冒頭に委員長の報告からありましたように、私も当初はもう少し保護者やPTA、そういった方たちの意見を取りまとめたほうがいいんじゃないかというふうな意見を、委員会の中では当初言っておりました。しかしながら、学校教育課のほうからの説明の中で、やっぱり当初から業者に入ってもらって、一緒にその再編どういうふうにしていくのがいいか、また専門的な見解からのいろんな意見、そういったものを聞いていきたい。さらには、専門的な分野、いろんな建築に

関する諸課題がありますので、そういった部分についてはやっぱりそういった業者に入ってもらって力添えしてもらったほうが、この事業が進めやすいと、そういうふうな説明がありました。

その中でこの委託費自体が高いか安いというのは、非常に難しいところではありますけど、債務負担行為についてはあくまでこれが決定したということではないということもありますので、そこら辺については今後私たちが注視していけばいいのではないかなというふうに感じております。

賛成する一番の理由としては、再三やっぱり浮羽町域における学校の問題、中学校の建て替えになるのか長寿命化するのか、その辺も含めてやっぱり浮羽町域のこの学校再編の問題というのは、喫緊の課題ではないかなと、そんなふうに感じております。そして、高木市長のときからこの問題について早急に何らかの形で立ち上げをして、動いていかなければ、議論をしなければならぬんじゃないかということを、私ども議会としても言ってきております。そういった中で、今回初めてこういった具体的な予算がついております。ここでまたこれを認めないということになってくると、この問題がまたここでストップしてしまうというふうに思います。

冒頭に権藤新市長が言われたことがあります。やっぱり予算をつけることによってその事業が進んでいくと、まさにそうじゃないかなというふうに思いますので、やっぱりここはこの予算を認めることによって、そして真摯にこの問題について議論を進めていってもらいたい。そして、そこに携わる職員の皆さんも一緒になってここでやると言っておりますので、そういった決意も委員会の中では聞いておりますので、そういったことを含めて賛成したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） いらっしゃいませんね。

賛成討論の方、どなたかいらっしゃいますか。（発言する者あり）それは構いませんけど、一応両方もそういうことでしました。

それじゃあ、ほか討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を起立によって採決いたします。本案を可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 賛成多数です。御着席ください。

したがいまして、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 議案第 5 1 号

日程第 8. 議案第 5 2 号

日程第 9. 議案第 5 3 号

日程第 10. 議案第 5 4 号

日程第 11. 議案第 5 5 号

日程第 12. 議案第 5 6 号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、議案第51号令和5年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、議案第56号令和5年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでは、決算特別委員会に付託をいたしておりました。

審査の経過及び決結果について、一括して決算特別委員長の報告を求めます。13番、熊懷決算特別委員長。

○決算特別委員長（熊懷 和明君） ただいま議題となりました、議案第51号令和5年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号令和5年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件の審査の経過を報告します。

決算特別委員会では、9月13日から20日までの5日間にわたり、審査を行いました。

その結果、議案第51号令和5年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号令和5年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件は、全会一致により、原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

質疑は、皆さんによる決算特別委員会で審査をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

委員長、自席にお戻りください。

これより議案第51号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第53号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第54号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第55号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

最後に、議案第56号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第13. 請願第2号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、報告いたします。

ただいま議題となりました、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願については、総務産業常任委員会に審査を付託されていまして、審査の経過と結果について報告いたします。

請願者は自治労うきは市職員労働組合から出されております。審査に当たり、冒頭、紹介議員より請願の趣旨について説明を求めました。

請願は、2025年度政府予算または地方財政の検討に当たり、現行の水準から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費確保を含めた地方財政を実現するよう求める内容となっています。

紹介議員からは、意見書案に関する項目別の解説書の資料の提出をいただき、自治体で働く現場から地方財政の充実を求めており、毎年、情勢に合わせて内容を変えて提出しているとの趣旨でした。福岡県内では20自治体くらいが9月議会に出しているとのことでした。委員からは、会計年度任用職員に関して、処遇の低さから地方から都市への移動する問題や処遇に関する課題や取組について意見が出され、組合として必要に応じて正規化していくなどの取組課題と認識し、項目として取り上げ、働く仲間の問題として処遇改善や雇用確保として財政支援を求めているとの説明がありました。

審査の結果、請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第14. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第14、追加議案の上程を行います。

意見第3号から意見第5号まで3件を上程いたします。

日程第15. 意見第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、意見第3号、多様な人材の地方議会への参加促進を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に朗読させます。なお、意見書案の朗読は省略をいたします。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第3号、多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおりうきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和6年9月27日、うきは市議会議長江藤芳光様。

提出者、議会運営委員長佐藤裕宣。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。6番、佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 意見第3号の趣旨説明を述べさせていただきます。

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を

増している。このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員の成り手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

1. 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
2. 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
3. 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上でございます。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 意見書に賛成の立場から、幾つか記の分について具体的にお尋ねいたします。

まず、1点目が主権者教育を一層推進するということで、今、中学校や高校との意見交換会等されておりますが、これを例えば小学校への拡大とか、あるいは学校の先生への働きかけも、うきは市として取り組むという理解でよろしいのか。

2点目が、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに厚生年金への加入とありますが、そういう理解でいいのか。

それから3点目、政治分野における男女共同参画の推進を図るためにということで、議員活動の両立と合わせてハラスメント防止のための取組に対して支援するという事で、うきは市の場合は市の職員に対するハラスメント防止の取組をなされていますが、今後市議会としてもハラスメント防止の取組をしていくという認識で、この意見書が作成されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） この意見書は、国に要望するためのものでございます。そう

いった今、竹永議員がるるおっしゃったこともよく理解をできますが、そういったところは、また今後、うきは市議会の中で議論をしていく、そういったところだというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それではお諮りをいたします。意見第3号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第3号につきましては、可決することに決しました。

可決いたしました意見書は、関係機関へ送付をいたしたいと思います。

日程第16．意見第4号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第16、意見第4号現在の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書の朗読は省略します。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第4号、現在の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和6年9月27日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員樋口隆三、同組坂公明。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読は終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、意見書案についての説明を行いたいと思います。

ただいま議題となりました意見第4号現在の健康保険証の存続を求める意見書について提案をいたします。

今年の12月2日から健康保険証が発行されなくなります。なぜ、現行の保険証の存続を求めるのかについて、若干説明させていただいて、提案理由とさせていただきます。

一つは、トラブルがゼロにならない状況が現状でもあるということです。今月の19日に全国の開業医、医師会が加入する全国保険医団体連合会が、2024年の5月以降についての全国でも7割の医療機関で、マイナ保険証に係るトラブルが起きているという調査結果を公表しております。

二つには、国民市民の全てが保険料や保険税を負担する中で、必要に応じて医療機関を受けられる現行の皆保険制度の仕組み、それと、行政の効率化、国民の利便性、公平公正な社会実現のために、任意で取得するマイナンバーカードの仕組みと法律の立脚点に違いがあります。制度の一方を強制的に廃止することは、個人の選択権を事実上侵害し、国民誰もが医療機関で公的保険により医療を受けられる、いわゆるフリーアクセスの制度を壊すこととなります。

三つ目に、カードを健康保険証として使うには、マイナ保険証の登録が必要です。マイナ保険証のオンライン資格確認は、カードに埋め込まれた電子証明書で認証されます。電子証明書は5年間が有効期限です。マイナポイント事業でカードを作った方がたくさんおられると思いますが、更新時期には更新の案内がありますけども、2020年9月に第一弾のことが行われてまして、そういう意味では2025年の秋に更新時期がある程度ピークになる、一つの前半の山になるというふうになっています。

更新の案内はありますけども、その更新手続は市役所で行うことになります。期限切れによるエラーが起こる可能性があります。実際に現状でもトラブルの中にそういうのがあります。しかし、行政は誰が更新しているのか把握しておりません。それは任意だからです。そういう意味では、健康保険証として不適当な仕組みが、現在あるということでもあります。

最後に、医療の現場ではトラブルが起きても、保険証を持参すれば窓口で受診できたり、10割負担が防げます。カードを持っていない方、マイナ保険証登録をしていない方に12月2日以降、資格確認書が渡されます。

しかし、保険者によって対応が違います。私学共済会は期限を令和11年までの5年間にしている。国家公務員共済は1年です。福岡県協会けんぽは、本人からの申請に基づき発行される。福岡市市町村共済会は、これからお知らせする。2か月後に迫った状況の中で、ばらばらな状況

が実を言うと存在しております。

意見書の提案ですけれども、意見書の内容についてはお手元に配付のとおりで、前段部分はお読み取りいただきたいと思います。2点意見書として述べております。

1点目が、マイナンバーカードと一体化され、マイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくと原則を明確にすること。

二つ目、マイナ保険証の利用に当たっては、医療現場の懸念や、国民の不安や解消に向けた確実な対応を要請し、国民の不安が払拭されるまでは、現在の保険証を存続されるよう、2点意見書として提出したいと思います。

議員の方をお願いいたします。改めて市民の皆さんが混乱のないような移行ができるように、ぜひ御賛同いただきますよう改めてお願い申し上げ、提案とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りをいたします。意見第4号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第4号につきましては可決することに決しました。

可決しました意見書は関係機関へ送付をいたします。

日程第17. 意見第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程17、意見第5号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提

出についてを議題といたします。

局長に朗読をさせます。なお、意見書案の朗読は省略します。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第5号、地方財政の充実・強化に関する意見書案の提出について。

上記の議案を別紙のとおりうきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和6年9月27日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員高松幸茂、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同組坂公明。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました意見第5号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について、提案を行います。

意見書は、自治労うきは市職員労働組合から提出された意見書案に沿って、うきは市議会として政府に10項目にわたる意見を提出するものです。

お手元に配付している意見書案について、簡潔に提案したいと思います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められております。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。増大する行政需要は、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められると考えております。

意見書の案の全体はそういう内容になっております。1から10項目については、るる書いておりますので、お読み取りいただきたいというふうに思います。

以上、地方自治法に基づいて意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号につきましては、委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第5号につきましては、可決することに決しました。

可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

日程第18. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第18、諸報告を行います。

議員のみ配布をいたしております。市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっております。御覧いただきますようお願いをいたします。

日程第19. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査をすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りをいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字

その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

それでは、ここで市長から御挨拶の申出がありますので、これを許します。榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第3回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月6日から本日までの22日間開会いたしました第3回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて、連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして全議案御議決を賜り、さらに令和5年度の決算についても御認定いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見・御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めたいと存じます。

また本日、御審議、御議決をいただきました補正予算でございますが、様々な御意見を賜りました。その中で次年度にわたる債務負担行為でありますとか、繰越明許については、多くの御意見・御議論の中で、御採決をいただいているところでございます。

本日の議論の中でも、野鶴議員からの発言もありましたように、これまで議会としてもまた執行部としても様々な本市の今後について必要な取組だと分かってはいても、その先に進むことができない、予算をつけることができない、具体的な取組を行うことができなかった事案について、これにしっかりと予算をつけていくその責任を負う、そういったことを今回補正予算の案として御提言をさせていただき、そして議会の皆様に真摯に御議論をいただき、様々な御意見の中で採決をいただいたということは、まさに市執行部並びに市議会の皆さん両輪となって、しっかりと今後のうきは市政運営責任を持って進めていかなければならないというような思いを、また心を新たにしたところでございます。

さて、今年はパリオリンピックが開催されまして、うきは市出身の今村駿介選手が、自転車競技男子チームパシュート、男子マディソンに出場し、男子マディソンにおいては6位入賞をいたしました。大会後に表敬訪問に伺っていただきまして、結果報告でお越しいただいた際に、「次は金メダルを目指す。自信を持ってそのように言えるように、次のロサンゼルスオリンピックに向けて頑張っていきたい。」というような意気込みもお伺いをしました。

また、8月9日と立て続けに台風が発生いたしております。8月30日未明にうきは市に最も接近した台風10号、こちらについては、うきは市で大きな被害はなかったものの、被災地であります能登半島を中心といたしまして全国各地で多大な被害をもたらしております。これからまだまだ台風への注意も必要な時期でございます。今後とも防災体制には十分気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

残暑厳しい日が続いておりましたが、実りの秋、スポーツの秋、そして食欲の秋となつてござ

います。市内各地でも様々な催物が予定をされておりますし、うきは市におきましても5年ぶりにうきは祭りを開催するなど、多くの行事が計画をされております。

議員の皆様におかれましては御多忙の中とは存じますが、こういった市内の様々なイベントに御参加をいただきますとともに、季節の変わり目でございますので、体調崩されませんよう健康に十分留意をされまして、今後もうきは市の発展のために、なお一層御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 御報告を申し上げます。

12月定例会の開催日は12月6日、金曜日の開催予定としておりますので、御報告を申し上げておきたいと思います。

これをもちまして令和6年第3回うきは市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 中 野 義 信

署名議員 佐 藤 湛 陽